

地域商業活性化緊急支援事業（環境整備）

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている商店街等が行う感染防止の対策のための環境整備を支援することにより、商店街を訪れる人々の安心・安全の確保を図る。

2 事業内容

補助対象事業	商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための感染防止対策の事業であって、商店街等に必要な施設の設置、設備又は改修を行うもの
補助対象事業者	商店街振興組合、事業協同組合、任意団体、商工会、商工会議所、商店街組合等
補助対象経費	工事費・修繕費、備品購入費
補助率	1 / 2 以内
補助限度額	2, 0 0 0 千円
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○感染防止のために必要な環境整備を行うこと 例) 来街者データ記録用カメラ（防犯カメラ等）、混雑時間帯の周知用放送設備、非接触での販売促進用電子看板、空気環境を測定するための機器 等 ○事業に取り組む商店街毎の特性に応じた目標（K P I）を設定すること ○事業終了の翌年度以降の3年間「効果報告書」を提出すること
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村からの財政支援は必須ではありません。 ○感染防止対策に関連しない事業（街路灯のLED化・改修等）は、新しい商店街づくり総合支援事業費補助金（商店街にぎわい施設・設備整備事業）の対象となります。 ○機器等の導入等については、商店街団体等の事業として行うものに限り対象とします。 ○本申請受理にあたっては、希望調査を期限内に提出していただいた団体を優先します。